

# 練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱

平成20年3月31日

19練都建第10717号

## (目的)

第1条 この要綱は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に存する住宅に居住している高齢者等に対して、耐震シェルター等を設置する経費の一部を助成することにより、耐震シェルター等の設置の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および練馬区耐震化促進事業助成要綱（平成29年3月1日28練都建第777号）に定めるところによるほか、つぎに定めるところによる。

- (1) 耐震シェルター等 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、原則として、東京都が「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」の装置部門で選定しているものをいう。
- (2) 耐震シェルター等設置業者 耐震シェルター等を製作および設置する工務店等をいう。

## (助成対象住宅)

第3条 助成金の交付の対象となる住宅は、つぎに掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 区内にあること。
- (2) 主要構造部が木造で、かつ、地階を除く階数が2以下であること。
- (3) 申請者の居住の用に供されている住宅であること。
- (4) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であること。ただし、同年6月1日以後に増築されたもので、当該増築した部分の床面積が、当該建築物の延べ面積の2分の1以上であるものを除く。
- (5) この要綱による助成金の交付を受けたものでないこと。
- (6) 練馬区耐震化促進事業助成要綱による耐震改修工事助成金および簡易補強工事助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象者)

第4条 この要綱により助成を受けることができる者（個人に限る。以下「助成対象者」という。）は、個人住民税および軽自動車税（以下「区税等」という。）を滞納していない者のうち、前条の要件を満たす住宅に自ら居住しており、かつ、当該住宅に居住している世帯全員が住民税非課税の者であって、つぎに掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 助成対象者または同居する世帯員のうち1人以上が、65歳（第7条の申請時における年齢）以上であること。
- (2) 助成対象者または同居する世帯員のうち1人以上が、地震時に避難することが困難な者と認められる身体障害者（障害等級2級以上）または乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(区税等を滞納していないこと等の確認)

第4条の2 前条に規定する区税等を滞納していないことの確認は、練馬区に納付している個人の場合は、区長が助成対象者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法により行うものとする。ただし、練馬区以外の地方公共団体に納税している個人については、前年度に係る区税等の納税証明書または非課税証明書（申請の前年度の発行が可能となる時期の前においては、申請の前々年度とする。）の提出を求めることにより行うものとする。

(住民税非課税の者であることの確認)

第4条の3 第4条に規定する世帯全員が住民税非課税の者であることの確認は、前年度に係る非課税証明書（申請の前年度の発行が可能となる時期の前においては、申請の前々年度とする。）の提出を求めることにより行うものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、耐震シェルター等の設置に要する費用ならびに設置面に床補強工事が必要な場合における補強工事（除却を含む。）および補強工事監理に要する費用（以下これらを「助成対象経費」という。）とする。

(助成金の額)

第6条 この要綱による助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の10分の9に相当する額で、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算で定める額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象経費に係る契約を締結する前に、耐震シェルター等設置助成金交付申請書(第1号様式)に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 建築時期が確認できる書類(建築確認通知書、登記事項証明書、固定資産税課税明細書等)の写し
- (2) 見積書等耐震シェルター等の設置に要する経費が確認できる書類の写し
- (3) 世帯全員の住民票の写しおよび身体障害者手帳等の写し(第4条第2号の要件が確認できる書類)
- (4) 世帯全員が住民税非課税の者であることを証明する書類
- (5) 耐震シェルター等を設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類(助成対象者と住宅所有者が異なる場合に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

(助成金の交付決定および通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、助成金を交付することを決定したときは耐震シェルター等設置助成金交付決定通知書(第2号様式)により、助成金を交付しないことを決定したときは耐震シェルター等設置助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、それぞれ申請者に通知しなければならない。

2 区長は、助成金の交付の決定に当たり、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

(業者との契約)

第9条 前条第1項の規定により交付決定通知を受けた者(以下「被助成者」という。)は、速やかに耐震シェルター等設置業者と契約を締結しなければならない。

(変更および取下げ等)

第10条 被助成者は、助成金の交付決定後に、その内容を変更するときまたは当該申請を取り下げるときは、速やかに耐震シェルター等設置助成金変更申請書・取下げ届(第4

号様式)により、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請等があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、変更または取下げを承認したときは、耐震シェルター等設置助成金(変更・取下げ)承認通知書(第5号様式)により、被助成者に通知するものとする。

(設置の報告)

第11条 被助成者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、耐震シェルター等設置完了届(第6号様式)に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に届けなければならない。

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し
- (2) 設置に要した経費が確認できる書類の写し
- (3) 設置前、設置中および設置完了後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、前条に規定する耐震シェルター等設置完了届を受理したときは、その内容についての審査、調査等を行い、その事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、耐震シェルター等設置助成金交付額確定通知書(第7号様式)により、被助成者に通知するものとする。

(交付請求および交付)

第13条 被助成者は、前条の規定による通知を受けたときは、耐震シェルター等設置助成金交付請求書(第8号様式)により、区長に助成金の請求をすることができる。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適切と認める場合は、被助成者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、被助成者がつぎのいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の一部または全部を取り消す場合は、耐

震シェルター等設置助成金交付決定（一部）取消通知書（第9号様式）により被助成者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第15条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の返還を命じられた被助成者が、期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した額（100円未満を除く。）を加算し徴収する。ただし、区長が特に徴収の必要がないと認めたときは、この限りでない。

（委任）

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月9日21練都建第1402号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月1日28練都建第999号）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 練馬区耐震シェルター等設置助成金要領（平成20年3月31日19練都建第10718号）は、廃止する。

付 則（令和3年3月24日2練都東第40563号）

- 1 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所

氏名

電話

## 耐震シェルター等設置助成金交付申請書

耐震シェルター等の設置について助成金の交付を受けたいので、練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、関係図書を添えて、下記のとおり申請します。

記

(太枠内を記入して下さい。)

設置希望装置名(該当に○)	耐震シェルター・防災ベッド・その他 ( )
---------------	-----------------------

申請金額		
助成対象建築物	所在地	練馬区
	規模(構造:木造に限る)	地上 階 ・ 地下 階
		延べ面積 m <sup>2</sup> ・ 敷地面積 m <sup>2</sup>
	用途(該当に○)	戸建住宅 ・ 長屋 ( 戸) ・ 共同住宅 ( 戸)
	所有者 (申請者と異なる場合)	住所
氏名		
建築年月		年 月
設置業者	住所	〒 電話 _____
	会社名	
添付書類		第7条各号による
個人情報同意書 (練馬区に区税等を納付している個人の場合に限る。)		助成金の交付に係る審査に当たり、区が保有する私の住民登録情報および区税等の納付状況を区が確認することに同意いたします。

(以下は記入しないで下さい。)

収納課処理欄

様

練馬区長

## 耐震シェルター等設置助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請された耐震シェルター等設置助成金交付申請書について、審査した結果、練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金を交付することを決定いたしました。

記

設置予定装置名 (該当に○)	耐震シェルター ・ 防災ベッド ・ その他 ( )
-------------------	---------------------------

交付予定金額		
助成対象建築物	所在地	練馬区
	規模	地上 階 ・ 地下 階
	(構造:木造に限る)	延べ面積 m <sup>2</sup> ・敷地面積 m <sup>2</sup>
	用途(該当に○)	戸建住宅 ・ 長屋 ( 戸) ・ 共同住宅 ( 戸)
	建築年月	年 月
助成金交付の条件		・練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱の規定を遵守すること

=注意事項=

上記金額は交付予定の金額であり、設置完了届を提出した後に交付金額を確定します。

様

練馬区長

## 耐震シェルター等設置助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請された耐震シェルター等設置助成金交付申請書について、審査した結果、練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金を交付しないことを決定いたしました。

記

設置予定装置名 (該当に○)	耐震シェルター ・ 防災ベッド ・ その他 ( )
-------------------	---------------------------

助成対象建築物	所在地	練馬区
	規模	地上 階 ・ 地下 階
	(構造:木造に限る)	延べ面積 m <sup>2</sup> ・敷地面積 m <sup>2</sup>
	用途(該当に○)	戸建住宅 ・ 長屋 ( 戸) ・ 共同住宅 ( 戸)
	建築年月	年 月
助成金不交付の理由		

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所

氏名

電話

## 耐震シェルター等設置助成金 変更申請書 取下げ届

年 月 日付け 第 号をもって、助成金の交付決定を受けましたが、下記のとおり内容の変更または取下げをしたいので、練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき、関係図書を添えて申請または届出します。

記

(太枠内を記入して下さい。)

変更 ・ 取下げ (該当に○)

(変更項目は、変更申請の場合に記入して下さい。)

変更項目		変更内容 (詳細)
変更前		
変更後		
変更・取下げ理由		
添付書類		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 交付決定通知書の写し</li><li>・ 耐震シェルター等助成金交付申請書に添付した書類で変更したものまたは変更したことを証明する書類</li></ul>

様

練馬区長

## 耐震シェルター等設置助成金(変更・取下げ)承認通知書

年 月 日付けでありました申請または届出について、審査した結果、練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり内容の変更または取下げを承認いたします。

記

変更 ・ 取下げ (該当に○)		
(以下、取下げの場合は未記入)		
設置予定装置名 (該当に○)	耐震シェルター ・ 防災ベッド ・ その他 ( )	
交付予定金額	変更前	
	変更後	
助成対象建築物	所在地	練馬区
	規模	地上 階 ・ 地下 階
	(構造:木造に限る)	延べ面積 m <sup>2</sup> ・敷地面積 m <sup>2</sup>
	用途(該当に○)	戸建住宅 ・ 長屋 ( 戸) ・ 共同住宅 ( 戸)
	建築年月	年 月
助成金交付の条件	・練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱の規定を遵守すること	

=注意事項=

上記金額は交付予定の金額であり、設置完了届を提出した後に交付金額を確定します。

練馬区長 殿

申請者 住所

氏名

電話

## 耐震シェルター等設置完了届

練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱第11条の規定に基づき、関係図書を添えて、下記のとおり届出します。

記

（太枠内を記入して下さい。）

設置完了装置名 （該当に○）	耐震シェルター ・ 防災ベッド ・ その他（ ）
-------------------	--------------------------

交付決定金額		
助成対象建築物	所在地	練馬区
	規模（構造：木造に限る）	地上 階 ・ 地下 階
		延べ面積 m <sup>2</sup> ・ 敷地面積 m <sup>2</sup>
	用途（該当に○）	戸建住宅 ・ 長屋（ 戸） ・ 共同住宅（ 戸）
建築年月	年 月	
設置業者	住所	〒 電話
	会社名	
添付書類		<ul style="list-style-type: none"><li>耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し</li><li>設置に要した経費が確認できる書類の写し</li><li>設置前、設置中、設置完了後の写真</li><li>その他区長が必要と認めた書類</li></ul>

様

練馬区長

## 耐震シェルター等設置助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで届け出された耐震シェルター等設置完了届について、内容を審査した結果、練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり助成金を交付すること確定いたしました。

記

設置完了装置名 (該当に○)	耐震シェルター ・ 防災ベッド ・ その他 ( )
-------------------	---------------------------

交付確定金額		
助成対象建築物	所在地	練馬区
	規模	地上 階 ・ 地下 階
	(構造:木造に限る)	延べ面積 m <sup>2</sup> ・敷地面積 m <sup>2</sup>
	用途(該当に○)	戸建住宅 ・ 長屋 ( 戸) ・ 共同住宅 ( 戸)
	建築年月	年 月
備考		

練馬区長 殿

申請者 住所

氏名

電話

## 耐震シェルター等設置助成金交付請求書

練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

(太枠内を記入して下さい。)

設置完了装置名 (該当に○)		耐震シェルター ・ 防災ベッド ・ その他 ( )	
交付請求金額			
助成対象建築物	所在地	練馬区	
	規模(構造:木造に限る)	地上 階 ・ 地下 階	
		延べ面積 m <sup>2</sup> ・ 敷地面積 m <sup>2</sup>	
	用途(該当に○)	戸建住宅 ・ 長屋( 戸) ・ 共同住宅( 戸)	
建築年月	年 月		
添付書類		<ul style="list-style-type: none"><li>耐震シェルター等設置助成金交付額確定通知書の写し</li><li>費用を設置業者に払ったことの証明、領収書等</li><li>支払金口座振替依頼書</li></ul>	

様

練馬区長

## 耐震シェルター等設置助成金交付決定（一部）取消通知書

練馬区耐震シェルター等設置助成事業実施要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付決定を（一部）取り消したので通知いたします。

記

取消の種類（該当に○）	一部 ・ 全部	
設置予定装置名 （該当に○）	耐震シェルター ・ 防災ベッド ・ その他（ ）	
交付決定金額	取消前	
	取消後	
助成対象建築物	所在地	練馬区
	規模	地上 階 ・ 地下 階
	（構造：木造に限る）	延べ面積 m <sup>2</sup> ・ 敷地面積 m <sup>2</sup>
	用途（該当に○）	戸建住宅 ・ 長屋（ 戸） ・ 共同住宅（ 戸）
	建築年月	年 月
取消しの理由		